

修学院保育所における保護者説明会の概要

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 22 日（月）午後 7 時から午後 8 時 45 分頃まで
- 2 場 所 修学院保育所 ホール
- 3 出席者 幼保総合支援室 公営保育所課長，地域子育て支援課長，担当係長，係員
保育所 所長ほか
保護者 32 世帯 36 名
- 4 配付資料 平成 29 年度第 1 回市営保育所移管先選定部会資料一式

5 説明会の概要

(1) 京都市の説明

今年度の審議スケジュール及び募集要項案の内容について説明を行った。

(2) 質疑応答の概要

保護者	市
前回の選定部会で保育の準備がなかったため，傍聴の子どもが騒ぎ，発言内容が聞き取りにくかったが今後どのように対応するのか。	傍聴者の保育については検討していく。
意向調査結果について詳しく(何箇所保育所を運営している法人か等)公表してほしい。	公募に先立っての状況調査であり，法人の特定につながる情報は公表できない。
移管後土地については売却を行わないのか。	これまでから，土地については移管当初 6 年間貸与とし賃貸料について 4 分の 3 を減免している。その後については売却も含めて協議を行う。
<最低点について> - 事務局としてはどの程度の点数を最低点と考えているのか。 - 市営保育所の保育を引き継ぐのが基準であり，他都市の基準を参考にする必要はない。 - 修学院保育所を採点した上でその点数を最低点とすべき。	民間保育園の審査基準を市営保育所にそのまま当てはめて全ての項目を採点することはできない。 最低点の設定については，他都市の状況等資料を集めながら引続き選定部会の中で審議していただきたい。
審査にあたって，事業計画にかかる項目が多くあるが，運営実績を重視するようにしてほしい。	保育運営に係る実績も大切であることから，配点は，運営実績と事業計画の配分が 1 対 1 としている。
応募法人が提出する事業計画については移管先法人決定後公表してほしい。	可能かどうか検討を行う。

保護者	市
市営保育所で働く保育士が移管後も同じ保育所で働けるように、差額分の人件費を京都市が負担するような制度を考えほしい。	財政面の問題から民間移管を行っており、人件費分を京都市が負担するのは困難。ただし、臨時的任用職員については本人が希望した場合に引続き移管後の園で継続して勤務できるよう基本事項に定めている。
行事の引継ぎについて、移管前年度の行事を「原則」引き継ぐこととされたが、原則の文言が加わったことの説明がない。	次回の選定部会の中で説明する。
移管された場合に、保育「園」ではなく保育「所」という名称を継続できるのか。	移管後の名称については、過去の移管園では保護者の意向を聞きながら最終的に法人が決定してもらっている。
連携する小規模保育施設に行っているが、移管後も連携ポイントがつくのか。	基本事項に定められていないので検討する。
乳児保育士の経験について、年数の要件を入れてほしい。	検討を行う。